

# 社会福祉法人中東福祉会特別養護老人ホーム入居指針

## 1 目的

この指針は、介護保険制度の施行により、特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）への入居申し込みが増大している中で、入居の基準及び手続き（以下「入居基準等」という。）を明らかにし、入居における透明性、公平性を確保するとともに、介護保険制度の趣旨に則した施設サービスの円滑な実施を図ることを目的とする。

## 2 入居の対象者

(1) 入居の対象者は、次の①及び②のいずれかに該当する者で常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難なものとする。

- ① 要介護3から要介護5までの認定を受けている者
- ② 要介護1又は要介護2の認定を受けている者であって、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合（以下「特列入居」という。）

(2) 特列入居の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を十分に考慮すること。

また、地域の事情等を踏まえ、各自治体において必要と認める事情があれば、それも考慮すること。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

## 3 入居の申込み

(1) 入居申込み

入居の申込みは、別紙1「社会福祉法人中東福祉会特別養護老人ホーム入居申込書」により、原則として、別紙2「介護支援専門員意見書」、介護保険被保険者証（写）を添えて行うものとする。

(2) 施設の説明

入居の申込みがあった場合には、入居順位の決定方法等について説明を行うとともに、自ら適切な施設サービスを提供することが困難な場合は、その理由を入居申込者及び家族等に対し十分に理解を得るとともに、必要に応じて病院、診療所、介護老人保健施設等を紹介するなどの措置を講じなければならない。

(3) 受付簿の作成

入居申込書を受理した場合には、受付簿にその内容を記載して管理するものとする。また、辞退や削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録しなければならない。

(4) 要介護1又は要介護2の方からの入居申込み

- ① 施設は、要介護1又は2の認定を受けている入居申込者に対して、特例入居の内容について丁寧に説明し、申込者側に特例入居の要件への該当に関する申込者側の考えを記載してもらうこと。
- ② 施設において、申込者側から特例入居の要件に該当している旨の申立てがある場合には、施設において入居申込みを受け付けない取扱いは認めないこととし、要件に該当している旨の申立てがない者からの入居申込みに関する取扱いについては、各施設に委ねることとする。
- ③ 施設は、特例入居の要件に該当する旨の入居申込みを受けた場合は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、該当入居申込者が特例入居対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めること。

ただし、被虐待者高齢者等の緊急的な保護等の理由により、老人福祉法第11条第1項第2号の規定による措置入所（同法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置により当該指定介護老人福祉施設において空床利用型の短期入所生活介護の利用が行われる場合を含む。）の場合にあっては、この手続きによらず、入居することが可能である。

4 入居判定委員会

施設は、入居の決定に関する事務処理をするため、入居判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会の構成

委員会は、園長、次長、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員、栄養士、介護支援専門員等の施設関係者ほか、透明性・公平性の観点から第三者を加え構成する。また必要に応じ嘱託医師に意見を求めることとする。

(2) 運営

委員会は園長が招集し、必要に応じて随時開催する。

(3) 所掌事務

委員会は、合議により入居に関する調査・検討を行い、入居の必要性の高さに応じた入居順位を決定するとともに、入居順位登録者名簿、調整を行い、これに基づいて入居の決定を行う。

なお、特例入居対象者を委員会の合議に付す場合は、改めて保険者市町村に意見を求めることが望ましい。

(4) 議事録

委員会は、審議の内容を明確かつ詳細に記録した議事録を作成し、5年間保管するとともに、県又は保険者から求められた場合には、入居申込者及び家族のプライバシーに配慮したうえでこれを提出するものとする。

5 守秘義務

施設の職員及び委員会の委員は、業務上知り得た入居申込者及びその家族等に係る情報を他に漏らしてはならず、その職を退いた後もまた同様とする。

6 説明責任

施設は、あらかじめ入居判定等についての説明責任者や窓口を明確に定め、入居希望者及びその家族等に説明を求められたときは、適切に説明を行わなければならない。

## 7 入居順位の評価基準

- (1) 委員会が入居順位を決定するに当たっての評価基準は、別表「入居申込者の評価基準」(以下「基準」という。)によるものとする。
- (2) 委員会は、入居申込者の状況を調査等のうえ、次の基準の評価項目ごとに点数化し合計点数が高い順に優先順位をつけるものとする。

《一次判定》

- ① 介護の必要の程度(要介護度) ② 介護者の状況 ③ 在宅サービスの利用度
- ④ 入居待機期間

《二次判定》

一次判定で①～④の合計点数が同じものについては、次の基準にて優先順位をつけるものとする。

- ① 年齢

また、必要に応じて申請者面接や「介護支援専門員意見書」により介護の困難性、緊急性について把握するものとする。

なお、この方法で順位付けが困難な場合又はその他特に考慮が必要な事情がある場合等には、その事情等を勘案することができるものとする。

## 8 特別な事由による優先入居

施設は、保険者から老人福祉法第11条1項第2号の規定に基づく措置入居依頼があった場合、又は災害や事故・事件等により委員会を招集する余裕がないときは、優先的に入居を決定することができる。ただし、当該決定を行った場合には、後日当該決定の内容について委員会に報告しなければならない。

## 9 その他

- (1) 保険者が、所在する施設を対象として、本指針と同様の趣旨により指針を作成した場合は、その指針によるものとする。
- (2) 保険者・関係団体において指針の作成について独自の取組みがある場合には、これを尊重するものとする。
- (3) 施設は、適時入居申込者のその後の状況を再確認し、必要に応じて入居順位を見直すものとする。
- (4) 入居決定が通知されたにもかかわらず、申込者の都合により入居辞退があった場合には、辞退の理由等を考慮のうえ施設において入居順位を繰り下げ、再度辞退があった場合時は入居申込者名簿から削除することができる。
- (5) 入居指針・入居順位の評価基準は公表するとともに、施設は入居希望者に対してその内容を説明するものとする。
- (6) 県は、この指針の適正な運用について、市町村及び施設に対し必要な助言及び適切な援助を行う。
- (7) 本指針を改正する必要がある場合は、所要の見直しを行う。

## 10 適用時期

この指針は、令和5年12月1日から適用する。